

## PG01 重要事項の説明

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室  
相談支援専門官 藤川 雄一

# PG01 重要事項の説明

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

## 本日の流れ（30分）

---

### I 重要事項の説明

### II 相談支援専門員の研修制度について

1. 研修制度見直しの経緯
2. 告示および実施要綱
3. カリキュラムのポイント【初任者研修】
4. カリキュラムのポイント【現任研修】
5. カリキュラムのポイント【主任研修】

### 【本時の内容】

- ① 本研修の目的・構造・概要を理解することで、研修効果の向上に資するための講義を行う。
- ② 相談支援従事者養成研修等の研修制度の概要を確認するための講義を行う。

## I 重要事項の説明

### 【重要事項の説明①】

## 本研修の位置付け・獲得目標・概要

## 1 本研修の位置付け・重点事項（平成18年度～令和元年度）

開始当初は「伝達研修」として標準カリキュラムそのままに実施。平成21年度以降は、都道府県研修の企画運営に資するよう内容を実施。

平成21年度～	研修の企画運営や質の向上の要素も取り入れた研修を開始。
平成23年度	改正自立支援法の施行に重点を置き実施。
平成24年度	ファシリテーターの確保など体制構築の視点を導入
平成26年度～平成28年度	都道府県研修の質の向上のため、都道府県における研修の体制強化及び内容充実について重点的に実施
平成29年度～	厚生労働科学研究により開発中の初任者及び現任研修の新たなカリキュラムの一部伝達研修、新たなカリキュラムに対応出来る研修実施の体制の充実についてを重点的に実施。
平成30年度	厚生労働科学研究により開発された初任者及び現任研修のカリキュラム案について、その全体像及び各科目の概要の伝達を実施。
令和元年度	各都道府県による研修事業が新制度へ円滑に移行するための研修と位置付け、改正された告示及び標準カリキュラムに基づき、以下の内容を中心に実施。 ① 相談支援従事者養成研修カリキュラム改定に関する情報提供 ② 標準カリキュラムのうち、主に講義実施上のポイントの伝達 ③ 演習の企画立案についてはポイントを概説  ※この他、指導者養成研修において十分に触れることができなかった演習の企画立案に資するための会議を実施。

## 2 令和2年度研修の位置付け・獲得目標

### 《相談支援専門員》

- 相談支援従事者研修事業について制度の改定を実施
- 相談支援専門員の配置要件については従前どおり。
- 配置要件のひとつである初任者研修及び現任研修のカリキュラムを改定。
- 科目及び時間数の見直しを行い、実地教育を取り入れ。

### 《主任相談支援専門員》

- 平成30年度に創設。平成30年度から2ヶ年は国による直接養成を実施。

都道府県においては、今年度から新カリキュラムによる初任者研修・現任研修を実施、準備の整った都道府県から主任研修を実施

- 今年度研修は、各都道府県による新カリキュラムによる研修への円滑な移行や主任研修の開始に資する研修と位置付け、以下の内容を中心に実施。

- ① 新たなカリキュラムによる初任者研修・現任研修や主任研修の効果的実施、人材育成体系構築のための情報提供、情報交換
- ② 最新の政策動向に関する情報提供

## 2 令和2年度研修の実施方法

● 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に伴い、例年と下記の点を変更して実施。

① 5月の実施予定を延期し、3月に開催。

⇒ 年度末の開催となることから、今年度の各都道府県での研修を振り返り、次年度の研修の企画立案に資することを目的として実施。

② 国立障害者リハビリテーションセンターには集合せず、すべて遠隔(オンライン)による方法で実施。

・講義は事前収録した映像(オンデマンド配信)を視聴する。

・演習はZoomによる双方向通信により実施。

※オンラインでの演習には様々な検討が必要なことから、今年度は情報伝達や交換を中心とした内容とする。

7

## 3. 令和2年度相談支援従事者指導者養成研修の内容(1)

### オンデマンド配信による講義・シンポジウム

3月1日までにすべて  
視聴しておくこと

	PG01 重要事項の説明
研修の企画立案	PG02 新たなカリキュラムによる初任者研修とその企画立案のポイント
	PG03 新たなカリキュラムによる現任研修とその企画立案のポイント
	PG04 新たなカリキュラムによる主任研修とその企画立案のポイント
	PG05 相談支援の質の向上に向けた取組について
最新度の情報	PG06 障害福祉施策の動向(令和3年報酬改定について)
	PG07 地域共生社会の実現に向けた取組について
	PG08 避難行動要支援者の支援と災害対策について

8

### 3. 令和2年度相談支援従事者指導者養成研修の内容（2）

#### Z o o mによる演習 《3月1日（月）》

時間		内容			
9:00～9:30		研修ガイダンス 【各コース共通】			
9:30～17:00	各コースの ルームへ参加	初任者研修 コース	現任研修 コース	主任研修 コース	自治体職員 コース
		○	○	○	なし
	午前	○	○	○	○
17:00～17:30		まとめ・研修の振り返り 【各コース共通】			

9

#### 【重要事項の説明②】

## 都道府県研修の実施と 本研修の活用方法について

## 1 本研修に関する資料の利活用について（1）

### （1）研修資料について

- 本研修の研修資料を都道府県研修に活用することは差し支えない。
  - ただし、各研修実施地域（都道府県）内で、以下の取組が重要。
    - ① 講師・関係者全員が研修の意図・構造・内容を咀嚼しながら共有し、
    - ② 人材育成体系の中に本研修を位置づけた上で、
    - ③ 研修の企画・運営をチームで行うこと。
- ⇒ 標準カリキュラムやシラバス、教材（ツール）、展開方法等詳細を提供するが、その意図を十分理解しつつ自都道府県にフィットした研修とすることが重要。
- 本研修の研修資料を使用する際は、引用ルールやマナーに留意すること。
    - ① 出典を示すこと。
    - ② 改変を加えた場合、改変したことを明示すること。

11

## 1 本研修に関する資料の利活用について（2）

### （2）映像について

- 都道府県研修の企画・立案者（都道府県担当者・講師等）のみ視聴可
  - ・ 講師等への伝達に際し、視聴チャンネル情報の管理は各都道府県の責任において行うこと。
  - ・ 演習の記録映像を含め、今年度内は視聴可とする。
  - ・ 映像のメディア等への保存、都道府県研修等に用いることその他の二次利用は不可（知的財産権の侵害にあたる場合もあるため、十分留意すること）。

12

## 【重要事項の説明 ③】

# 新型コロナウイルス感染症対策について

13

## 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

- 参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した相談支援従事者研修等の実施及び留意点等について」  
(令和2年5月13日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

### (1) 前提

- ・相談支援専門員として配置されるためには、実務経験要件及び初任者研修の修了、所定の期間内での更新研修(現任研修・主任研修が該当)の修了が必要。
- ・研修の修了には、告示に示す方法(講義、演習、実習)、科目、時間を満たした研修の全課程を受講することが必要。

→ 事業の継続が担保されるよう、受講の必要な者を把握する。

- ・新型コロナウイルス感染症への対応のため更新研修が延期又は中止された結果、更新研修を修了することができないサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者については、都道府県が認める期間内は更新研修を修了したものとみなすことができる。

- 参考：「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る相談支援専門員等研修の臨時的な取扱いについて」  
(令和2年2月28日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡)

14



## 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修様式

### (2) 新型コロナウイルス感染症にも対応した研修の実施 (感染拡大防止対策の徹底と研修の実施)

#### ① 講義部分の遠隔化（オンライン化）

- ・今年度の実施に活用すると共に、今後も活用できるよう協議・作成。

#### ② 演習の小規模化・分散化

- ・業務実施地域（障害保健福祉圏域・市町村）に近いところでの、その地域を単位とした実施。
- ・対面と同等程度の効果が期待できる場合は、演習の遠隔化も可。

#### ③ 研修会場における感染症拡大防止対策等

- ・感染拡大の状況を踏まえ判断すること。
- ・感染症対策に関しては最新の情報を活用すること。

15

## 想定される都道府県での実施上の課題（例）

### 【1】運営等の課題 → 都道府県職員向けプログラムを実施

- 日程・会場の確保、日程の振り分け
- 定員の想定、複数日程で実施する場合の参加者の振り分け
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況と今後の見通し

### 【2】企画等の課題

- 教材（講義資料、演習ツール、演習モデル事例等）の作成  
→ 教材例や作成のポイントを伝達【特に更新研修】
- 講義・演習の展開方法  
→ 昨年度の振り返りを実施し、具体的方法を協議【基礎研修】  
→ 具体的な実施方法の体験的理解、指導案等の提供【更新研修】
- 新カリキュラムでの実施に向けた準備（協議）方法
- リーダー不在
- 講義講師、演習講師（ファシリテータ）の不足
- 演習講師（ファシリテータ）の養成、研修内容の伝達  
→ 企画運営に関する演習の実施

⇒Zoom演習では情報交換の時間を設定

16

## II 相談支援専門員の研修制度について

### II - 1 研修制度見直しの経緯

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関するこれまでの経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年10月24日	・ 第91回社会保障審議会障害者部会において、見直しに関する当事者団体からの指摘及び今後の対応方針について議論
平成31年2月14日～平成31年3月28日	・ 第6回～第9回相談支援の質の向上に関する検討会を開催（計4回）
平成31年2月22日	・ 第93回社会保障審議会障害者部会において、検討会の進捗状況について報告
平成31年4月10日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」（第6回～第9回）における議論の取りまとめを厚生労働省ホームページに掲載
令和元年6月6日～	・ 相談支援の質の向上に向けた検討会ワーキンググループにて、令和2年度相談支援従事者指導者養成研修における講義資料及び研修実施ガイドラインについて議論
令和元年6月24日	・ 第94回社会保障審議会障害者部会において、検討会の検討結果について報告
令和元年9月	・ 告示を改正し（施行日は令和2年4月1日）、標準カリキュラムを改定。

19

## 主任相談支援専門員創設と養成開始の経緯

時期	内容
平成27年12月14日	・ 社会保障審議会障害者部会報告書において、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援員の養成のための研修制度の見直し等の指摘
平成28年7月19日	・ 「相談支援の質の向上に向けた検討会」における議論のとりまとめにおいて、計画相談支援について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う等の提言
平成28年～平成29年	・ 厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムを開発
平成30年3月2日	・ 第89回社会保障審議会障害者部会において、相談支援専門員の研修制度の見直し内容について報告
平成30年度～令和元年度	・ 主任相談支援専門員養成研修会の開催（国による直接養成：2ヶ年）
平成30年3月22日	・ 主任相談支援専門員の位置づけおよび主任相談支援専門員養成研修について規定した告示を公布。（適用日：平成30年4月1日） ※準備の整い次第、都道府県による研修を実施
平成31年3月28日	・ 相談支援従事者主任研修事業の実施について都道府県宛て部長通知を发出（標準カリキュラムを含む）。
令和2年度～	・ 相談支援従事者指導者養成研修の中に、主任研修の指導者養成の内容を取り込み。（1日分）

「指導的役割を担う人材（主任相談支援専門員）の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。」

③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

- ・ 相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。
- ・ 指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

20

# 「相談支援の質の向上に向けた検討会（第1回～第5回）」における議論のとりまとめ（概要）

## 趣旨

平成27年4月から原則として全ての障害児者に専門的な相談支援を実施することとされている中、障害児者の相談支援の質の向上を図るため、有識者や関係団体で構成する「相談支援の質の向上に向けた検討会」において相談支援専門員の資質の向上や相談支援体制の在り方について幅広く議論を行い、今後目指すべき方向性をとりまとめた。（平成28年3月から7月まで計5回開催）

## とりまとめのポイントⅠ ～相談支援専門員の資質の向上について～

（人材育成）

### ① 基本的な考え方について

・相談支援専門員は、障害児者の自立の促進と共生社会の実現に向けた支援を実施することが望まれている。そのためには、ソーシャルワークの担い手としてスキル・知識を高めつつ、インフォーマルサービスを含めた社会資源の改善及び開発、地域のつながりや支援者・住民等との関係構築、生きがいや希望を見出す等の支援を行うことが求められている。また将来的には、社会経済や雇用情勢なども含め、幅広い見識を有するソーシャルワーカーとしての活躍が期待される。

### ② 人材育成の方策について

・相談支援専門員の要件である研修制度や実務経験年数などの見直しを行うとともに、キャリアパスの一環として指定特定相談支援事業だけでなく、サービス管理責任者や基幹相談支援センターの業務を担うなど、幅広い活躍の場が得られる仕組みを検討すべき。  
・研修カリキュラムの見直しについては、「初任者研修」及び「現任研修」の更なる充実に加え、指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な実地研修（OJT）を組み込むべき。

### ③ 指導的役割を担う「主任相談支援専門員（仮称）」について

・相談支援専門員の支援スキルやサービス等利用計画について適切に評価・助言を行い、相談支援の質の確保を図る役割が期待されており、基幹相談支援センター等に計画的に配置されるべき。また、更新研修等も導入すべき。  
・指導的役割を果たすため、適切な指導や助言を行う技術を習得する機会が確保されるよう、都道府県等が人材育成に関するビジョンを策定するなど、地域における相談支援従事者の段階的な人材育成に取り組むべき。

### ④ 相談支援専門員と介護支援専門員について

・障害者の高齢化や「親亡き後」へのより適切な支援を行うため、両者の合同での研修会等の実施や日々の業務で支援方針等について連携を図るとともに、両方の資格を有する者を拡大することも一案と考えられる。

### ⑤ 障害児支援利用計画について

・障害児支援利用計画については、いわゆるセルフプランの割合が高いが、障害児についての十分な知識や経験を有する相談支援専門員が少ないことが原因の一つと考えられる。これまでの専門コース別研修に加え、障害児支援に関する実地研修などを設けるべき。  
・市町村においても、障害児を取り巻く状況を十分把握し、評価を加えた上で適切な関係機関につなぐなど十分配慮し、そのために必要な知見の習得に努めるべき。

21

## とりまとめのポイントⅡ ～相談支援体制について～

（体制整備）

### ① 相談支援の関係機関の機能分担について

・基本相談支援を基盤とした計画相談支援、一般的な相談支援、体制整備や社会資源の開発等の役割について、地域の実情に応じて関係機関が十分に機能を果たすことが必要である。そのためには、協議会等が中心となって調整を進めるとともに、市町村職員の深い理解や都道府県を中心に協議会担当者向けの研修会を推進する必要がある。  
・市町村は、計画相談支援の対象とならない事例や支援区分認定が難しい事例に対しても積極的かつ真摯に対応することが求められており、この点は相談支援事業者に委託する場合であっても同様であることに留意するべき。

### ② 基幹相談支援センターの設置促進等について

・基幹相談支援センターの設置促進に向け、市町村において、障害福祉計画の作成等に際して相談支援の提供体制の確保に関する方策を整理し、地域の関係者と十分議論することが重要。仮に基幹相談支援センターの設置に一定期間を要する場合でも、基幹相談支援センターが担うべき役割をどのような形で補完するか市町村において整理するべき。  
・都道府県においても、障害福祉計画のとりまとめ等の際に、基幹相談支援センターを設置していない市町村に対して相談支援体制の確保に関する取り組みをフォローし、必要に応じて広域調整などの支援を行うべき。

### ③ 相談窓口の一元化等について

・相談支援の関係機関の相談機能の調整にあたっては、  
・こうした取組を進む必要に応じて地域包括支援センター等との連携や相談窓口の一元化なども視野に入れ、地域の相談体制を総合的に考える視点も必要であるにあたっては、すでに一部の地域で先駆的に実施されている取組状況を広く横展開することが有効。  
・総合的な相談窓口は必要であるが、一方で身近な窓口や専門的な相談機関も求められている。いずれの場合でもワンストップで適切な関係機関に必ずつながるよう、関係機関間の連携強化を図るなど、各自治体において適した取組を考えるべき。

### ④ 計画相談支援におけるモニタリング及び市町村職員の役割について

・計画相談支援におけるモニタリングは、サービス利用状況の確認のみならず、利用者との一層の信頼関係を醸成し、新たなニーズや状況の変化に応じたニーズを見出し、サービスの再調整に関する助言をするなど、継続的かつ定期的実施することが重要である。  
・特に高齢障害者が介護保険サービスへ移行する際には、制度間の隙間が生じないように相談支援専門員による十分なモニタリングを実施し、その結果を介護支援専門員によるアセスメントにもつなげるべき。  
・相談支援専門員一人が担当する利用者の数もしくは一月あたりの対応件数について、一定の目安を設定することも相談支援の質の確保にあたっては必要。また、地域相談支援についても、障害者の地域移行を促進する観点から、計画相談支援との連携をより一層有効に進めるべき。  
・障害福祉サービス等の支給決定の内容がサービス等利用計画案と大きく異なる場合には、市町村の担当職員や相談支援専門員を中心として地域の関係者間で調整を行う必要がある。そのため、市町村の担当職員においては、機械的に事務処理を進めることのないよう、相談支援従事者研修などに参加することなどを通じて一定の専門的知見を身につけ、適切かつ積極的な調整を行うべき。

22

## 相談支援専門員養成の現状及び課題

- 各都道府県による相談支援専門員の養成に関しては、これまで各都道府県の研修の指導者等向けの相談支援従事者指導者養成研修を国において実施してきており、各都道府県による養成研修の質の向上を図ってきた。しかし、各都道府県の研修実施体制に差があり、研修内容の違いが大きくなったり質の差が広がっているという指摘がある。
- また、社会保障審議会障害者部会報告(平成27年12月)では、相談支援の質を高めることの必要性及び相談支援専門員の養成について以下の指摘がなされた。
  - 相談支援専門員の確保と資質の向上に向け、実地研修の実施を含めた研修制度の見直しを行うべき。
  - 「意思決定支援ガイドライン」を活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員等の研修カリキュラムの中にも位置付けるべき。
  - 指導的役割を担う人材(主任相談支援専門員)の育成を行うとともに、こうした人材の適切な活用を進めるべき。
- さらに、「相談支援の質の向上のための検討会」における議論のとりまとめ(平成28年7月)では、人材育成の方策について以下のように提言されている。
  - 基本相談支援を適切に行える相談支援専門員の育成を基盤とし、計画相談支援(サービス利用支援・継続サービス利用支援)について専門的な知識及びスキルを身につけるための育成を行う。
  - より幅広い問題解決能力を要する支援、地域への働きかけを伴う支援等、個々の能力や経験等に応じた段階的な人材育成が図られる仕組み作りを検討する必要がある。
  - これまで実施されている「初任者研修」及び「現任研修」のカリキュラムの更なる充実に加え、事業所や地域において指導的役割を担う「主任相談支援専門員」の育成に必要な研修プログラムを新たに設けるとともに、より効果的な人材育成が図られるよう、例えば次期研修までの間に実地研修(OJT)を組み込むべきである。
- 上記の指摘等を受け、現在求められる役割に対応できる相談支援専門員を養成していくための現行カリキュラムの見直し及び新たなカリキュラムの創設が必要となっている。

- 上記課題に対応すべく、平成28年～29年度において厚生労働科学研究により相談支援専門員養成のための研修プログラムの開発について取り組んできたところ。

23

## 相談支援専門員研修制度の見直しに関する指摘と対応について

### 第91回社会保障審議会障害者部会資料における指摘

#### (指摘内容)

- 障害当事者の団体から、相談支援専門員の人数が不足していると考えられる状況の中で、特に相談支援従事者初任者研修の研修時間の増加は現場の実態に合っていない。また、研修カリキュラムの見直し案作成のプロセスにおいて障害当事者の意見が反映されていない。
- 研修内容について、障害者のエンパワメントの視点が十分ではない、セルフケアプランの位置付けに関して必要な講義を含めるべき。
- 移動が困難な障害当事者が研修を受講しやすくなるような工夫が必要。

### 相談支援の質の向上に向けた検討会(第6回～第9回)を踏まえた今回の見直し内容

#### (対応)

##### 【検討会の開催】

- 身体障害、知的障害及び精神障害の障害当事者が参画した検討会を設置し検討(全4回開催)。

##### 【研修カリキュラムの見直し】

- 初任者研修標準カリキュラムに関して、相談支援の基本的視点の獲得目標に「エンパワメント」の理解、相談支援が「利用者の立場に立って」行われることなどの記載をさらに強調、講義内容について、「セルフケアマネジメントの重要性についての理解」等の記載を追加

##### 【当事者の受講時の留意点】

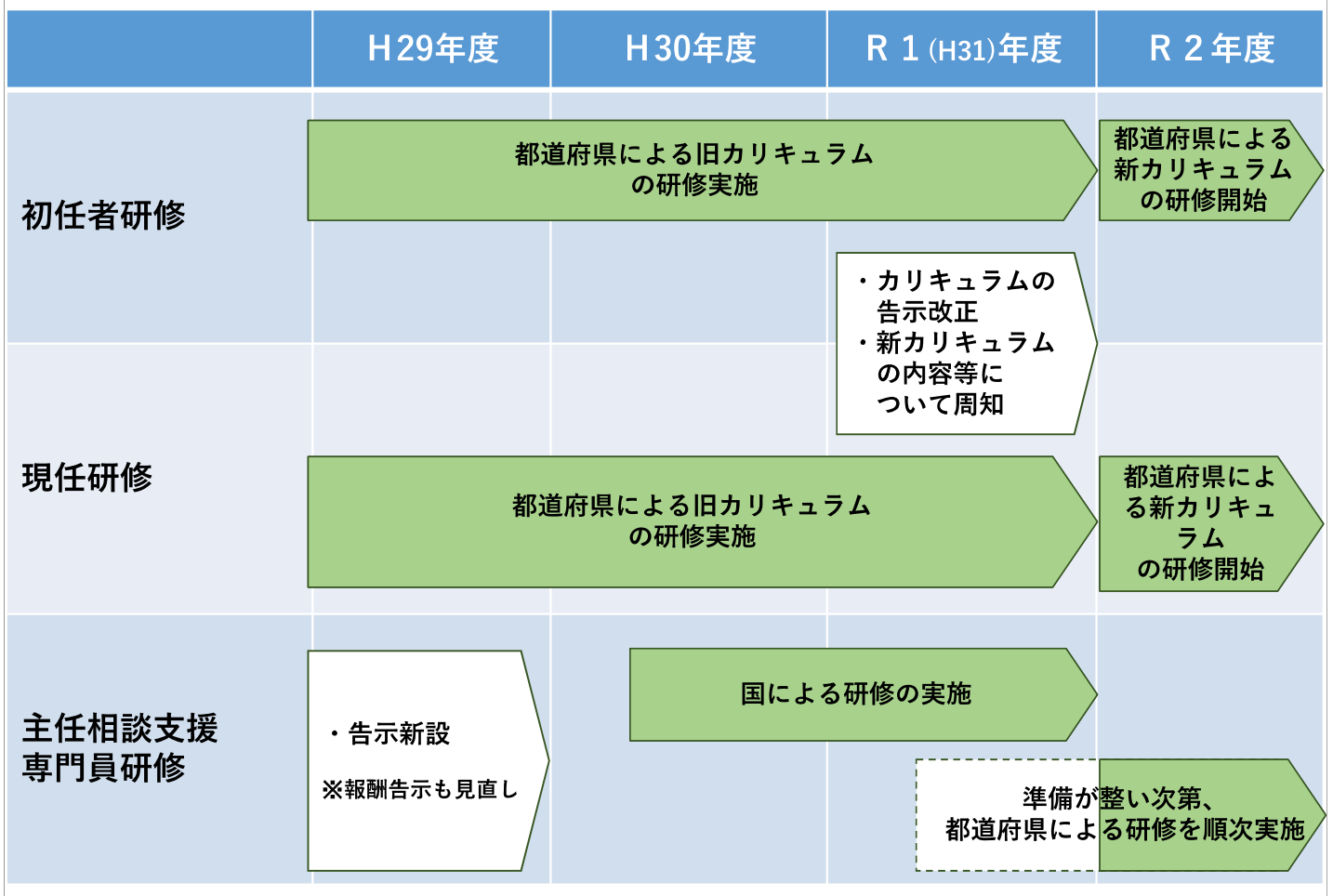
- 障害のある受講者等への合理的配慮の実施についてとその具体的例示を記載
  - ・ 年度を越えた長期履修
  - ・ 基幹相談支援センター等における演習等の実施
  - ・ 事前の研修資料の提供、障害特性に応じた必要な情報保障等を具体的に例示(例:点字資料の準備、テキストデータの事前提供)
  - ・ 合理的配慮の実施状況に関するモニタリングを実施

##### 【運用に当たっての考慮事項等】

- 各都道府県での格差是正等
  - ・ 地域間格差を是正するため、必要な講義については共通資料を作成、研修内容の実施状況について確認
  - ・ ガイドライン等により必要な講義については障害当事者の参画を促す
- 標準カリキュラム等の改善のための検証、研修資料の開発
  - ・ 厚生労働省が実施する指導者養成研修にあたり、障害当事者である相談支援専門員を増員し研修内容等の検討を行う
  - ・ 標準カリキュラムを展開する都道府県研修の基盤となる共通資料のあり方について、都道府県の研修実施状況を踏まえ、必要に応じて継続的に検証

24

# 見直しのスケジュール

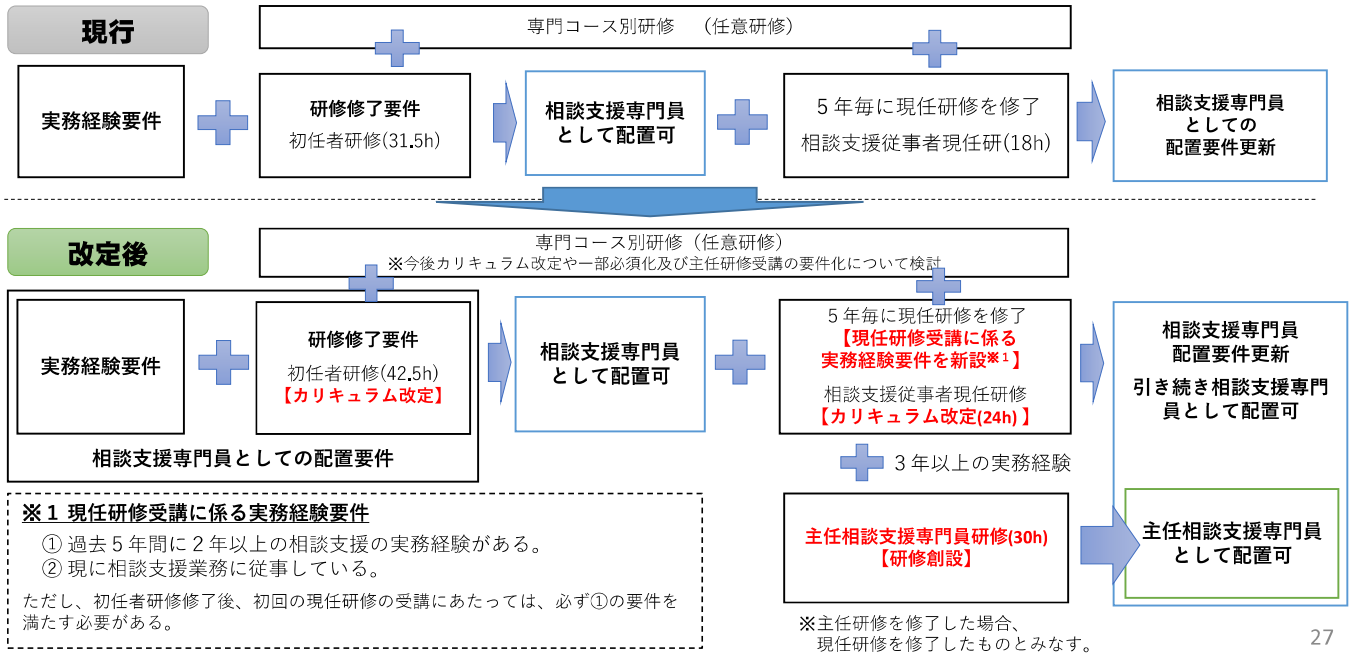


## II - 2 告示および実施要綱



# 相談支援専門員の研修制度の見直しについて

- 意思決定支援への配慮、高齢障害者への対応やサービス等利用計画の質の向上、障害福祉サービス支給決定の適正化等を図り、質の高いケアマネジメントを含む地域を基盤としたソーシャルワークを実践できる相談支援専門員を養成するため、**カリキュラムの内容を現行より充実させる改定を行う。**
- 実践力の高い相談支援専門員養成のために、実践の積み重ねを行いながらスキルアップできるよう、現任研修の受講にあたり、相談支援に関する**一定の実務経験の要件(※1)**を追加。(※経過措置：旧カリキュラム修了者の初回の受講時は従前の例による。)
- さらに、地域づくり、人材育成、困難事例への対応など地域の中核的な役割を担う専門職を育成するとともに、相談支援専門員のキャリアパスを明確にし、目指すべき将来像及びやりがいをもって長期に働ける環境を整えるため、**主任相談支援専門員研修を創設。**



# 相談支援専門員について

## (基準)

- 指定計画相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所ごとに管理者及び相談支援専門員を配置。

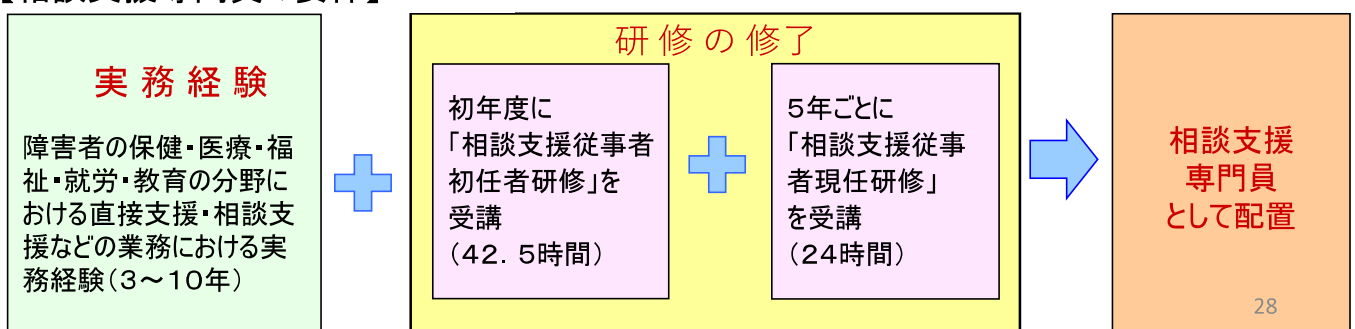
## (経緯)

- 障害児(者)地域療育等支援事業等、補助事業による相談支援事業の担い手養成として平成10年より知的、身体、精神の障害種別毎に障害者ケアマネジメント従事者養成研修が開始された。
- 平成18年施行の障害者自立支援法において、相談支援事業の担い手として相談支援専門員が位置付けられ、その養成研修として障害者ケアマネジメント従事者養成研修を3障害を統一のものとして改定した相談支援従事者研修(初任者研修・現任者研修)が実施されることとなった。
- 平成20年には社会保障審議会障害者部会において地域における相談支援体制やケアマネジメントのあり方に対する議論が行われ、障害児支援や地域移行支援等について専門コース別研修(任意研修)を新設し研修体制の充実が図られた。

## (現状)

- 指定特定・指定障害児相談支援事業所数 **9, 623箇所 (平成30年4月1日現在)**
- 上記事業所に配置されている相談支援専門員数 **20, 418人 (平成30年4月1日現在)**

## 【相談支援専門員の要件】



# 初任者研修・現任研修の位置付け

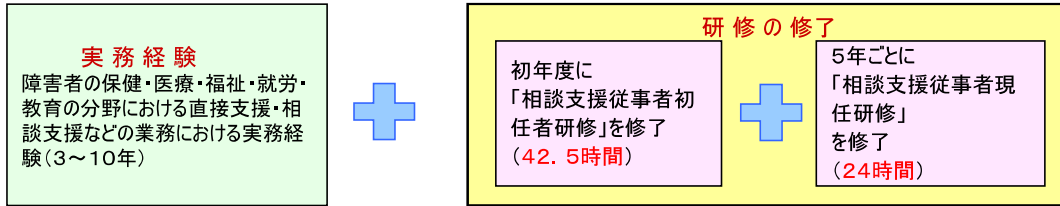
## 基準省令

指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二七)  
 指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二八)  
 指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二四・三・一三厚労令二九)  
 (従業者)

○一般(特定・障害児)相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員を配置する。

## 告示

指定地域相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(令和元・九・一〇厚労告一一三)  
 指定計画相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二七)  
 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成二四・三・三〇厚労告二二五)



## 通知

相談支援従事者研修事業の実施について(平成一八・四・二一 障発〇四二一〇)

- 相談支援従事者研修事業実施要綱
- 相談支援従事者初任者研修標準カリキュラム
- 相談支援従事者現任研修標準カリキュラム
- 専門コース別研修標準カリキュラム

都道府県等による初任者及び現任研修は**標準カリキュラム以上の内容**で実施する。

29

## 相談支援専門員の実務経験

		業務内容	実務経験年数
障害者の保健、医療、福祉、就労、教育の分野における支援業務	① 相談支援業務	施設等において相談支援業務に従事する者※1	5年以上
		医療機関において相談支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 国家資格等※2を有する者 (4) 施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上である者	
		就労支援に関する相談支援の業務に従事する者	
		特別支援教育における進路相談・教育相談の業務に従事する者	
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 介護等業務	施設及び医療機関等において介護業務に従事する者	10年以上
		その他これらの業務に準ずると都道府県知事が認めた業務に従事する者	
	③ 有資格者等	上記②の介護等業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉主事任用資格を有する者 (2) 訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者 (3) 保育士 (4) 児童指導員任用資格者	5年以上
		上記①の相談支援業務及び上記②の介護等業務に従事する者で、国家資格等※2による業務に5年以上従事している者	3年以上

※1平成18年10月1日において現に障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業、精神障害者地域生活支援センターの従業者の場合は、平成18年9月30日までの間の期間が通算して3年以上

※2国家資格等とは、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む。)、精神保健福祉士のことを言う。



# 主任研修の位置付け

## 告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成一八・九・二九厚労告五二三)

### 4. 特定事業所加算

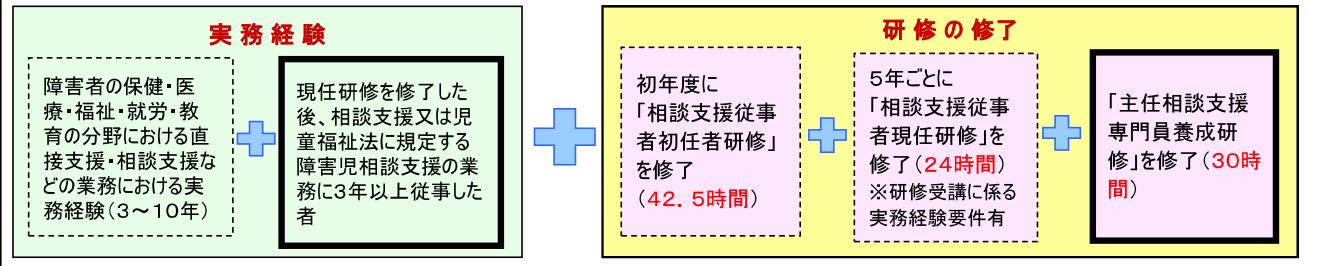
厚生労働大臣が定める基準(平成二七・厚労告一八〇の二)に適合すると届け出た事業所に所定の加算

#### イ. 特定事業所加算(Ⅰ)

(1)専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を4名以上配置し、かつそのうち1名以上が別に厚生労働大臣の定める者(「主任相談支援専門員」という)であること。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき厚生労働大臣が定める基準第2号イ(1)の規定に基づき厚生労働大臣の定めるもの(平成三〇・三・二二厚労告一一五)

※破線は相談支援専門員の規定(初任・現任)=主任要件の前提となるもの



## 通知

相談支援従事者主任研修事業の実施について(平成三一・三・二八 障発〇三二八の一)

- 相談支援従事者主任研修事業実施要綱
- 相談支援従事者主任研修標準カリキュラム

都道府県等による主任研修は標準カリキュラム以上の内容で実施する。

# 相談支援専門員研修の告示別表

初任者研修(旧)		時間数
講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びに相談支援従事者の役割に関する講義	6.5h
	ケアマネジメントの手法に関する講義	8.0h
	地域支援に関する講義	6.0h
演習	ケアマネジメントプロセスに関する演習	11.0h
合計		31.5h

初任者研修(見直し後)		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者(サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者)の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	-
合計		42.5h

現任研修(旧)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	2.0h
	地域生活支援事業に関する講義	
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	2.0h
	協議会に関する講義	2.0h
演習	ケアマネジメントに関する演習	12.0h
合計		18.0h

現任研修(見直し後)		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

新設

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

# カリキュラム見直しのポイント

**(1) 告示・標準カリキュラムの見直し** (獲得目標、学習内容、時間数)

**(2) 教育方法の見直し** 厚生労働科学研究・障害者総合福祉推進事業の成果

- ・主体的かつ参加型の学習方法への転換(学習観の転換)
  - ・演習や実習のさらなる重視
  - ・オープンエンドアプローチの視点の導入 cf. 実践場面との整合性
- ・研修全体の連動性の重視
- ・継続的な学びの必要性の強調
  - ・研修における実習の導入(初任)や推奨(現任)
  - ・実地教育(OJT)との連動の導入
    - ・スーパービジョンや合議の場の体験等を導入(初任・現任)
  - ・自己評価等の導入を推奨(初任・現任)

→ 都道府県における企画立案方法の見直し

- ・検討体制、研修体系、教材開発、講師選定・確保、地域との連動など

33

## 振り返り・自己評価シート

**受講前後で受講生本人が  
自らのことを確認**

事前

- ・姿勢
- ・初期状態

事後

- ・気づき

¶事前・事後の変化を自己覚知

平成30年度  
障害者総合福祉推進事業における  
モデル研修での研修ガイダンス資料例  
(一部改変)

初任者研修 振り返り・評価シート (科目別) 氏名: \_\_\_\_\_

科目名	オリエンテーション 研修受講ガイダンス		受講日
本シートは、初任者研修で習得すべきことならについて、研修の受講前後の自らの理解度を可視的に捉えるものです。 【事前評価】① 本研修で自らが特に重点的に学ぶべき点を意識して研修に臨む。 【事後評価】① 受講後の学習効果を確認する(身についた、自己評価と相違があった等)。 ② 今後の実践や学びに向けた指針を確認する。			
○ 以下の獲得目標毎の自己評価を10段階で評定し、記入する。			
獲得目標	評価		気づき等
	受講前	受講後	
① 相談支援従事者の役割・ミッションについて説明できる。			
② 相談支援従事者に必要とされる力について説明できる。			
③ なぜ学びとその継続が必要か、具体的にどのような学びの方法があるかについて説明できる。			
④ 相談支援専門員の人材育成体系について説明できる。			
⑤ 継続的な学びの必要性について説明できる。			
⑥ 本研修の獲得目標について説明できる。			
⑦ 本研修の構造について説明できる。			
	10	9	8
	7	6	5
	4	3	2
	1	できない→	
	←できる		

34

## II-3 カリキュラムのポイント 【初任者研修】

### 初任者研修の構造

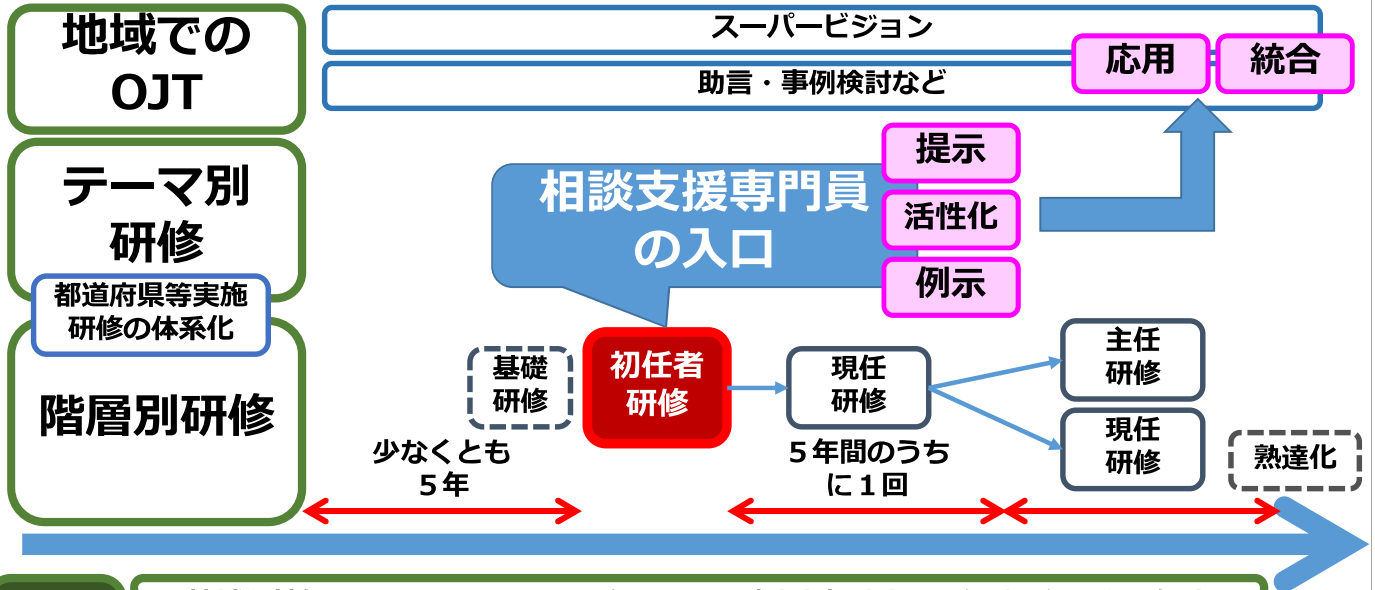
#### 告示別表

初任者研修（見直し後）		時間数
講義	障害児者の地域支援と相談支援従事者（サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者）の役割に関する講義	5.0h
	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の概要並びにサービス提供のプロセスに関する講義	3.0h
	相談支援におけるケアマネジメント手法に関する講義	3.0h
講義及び演習	ケアマネジメントプロセスに関する講義及び演習	31.5h
実習	相談支援の基礎技術に関する実習	—
合計		42.5h

#### 標準カリキュラム

		研修受講ガイドランス(標準カリキュラム上は任意)
1日目	概論	相談支援(障害児者支援)の目的(1.5時間)
		相談支援の基本的視点(障害児者支援の基本的視点)(2.5時間)
		相談支援に必要な技術(1時間)
2日目	技法の実際	相談支援におけるケアマネジメントの手法とプロセス(1.5時間)
		相談支援における家族支援と地域資源の活用への視点(1.5時間)
	法制度	障害者総合支援法等の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解(1.5時間)
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援(サービス提供)の基本(1.5時間)
3日目 4日目	講義演習	談支援の実際(ケアマネジメント手法を用いた相談支援プロセスの具体的理解)(12時間)
		実習ガイドランス(1時間)
5日目	実習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習1
		地域資源に関する情報収集
		実践研究1(6時間)
6日目	講義演習	相談支援(ケアマネジメント)の基礎技術に関する実習実習2
		実践研究2(4時間)
7日目	講義演習	実践研究3(6時間)
		研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り(2.5時間)

# 継続的な学びの中での初任者研修とその獲得目標

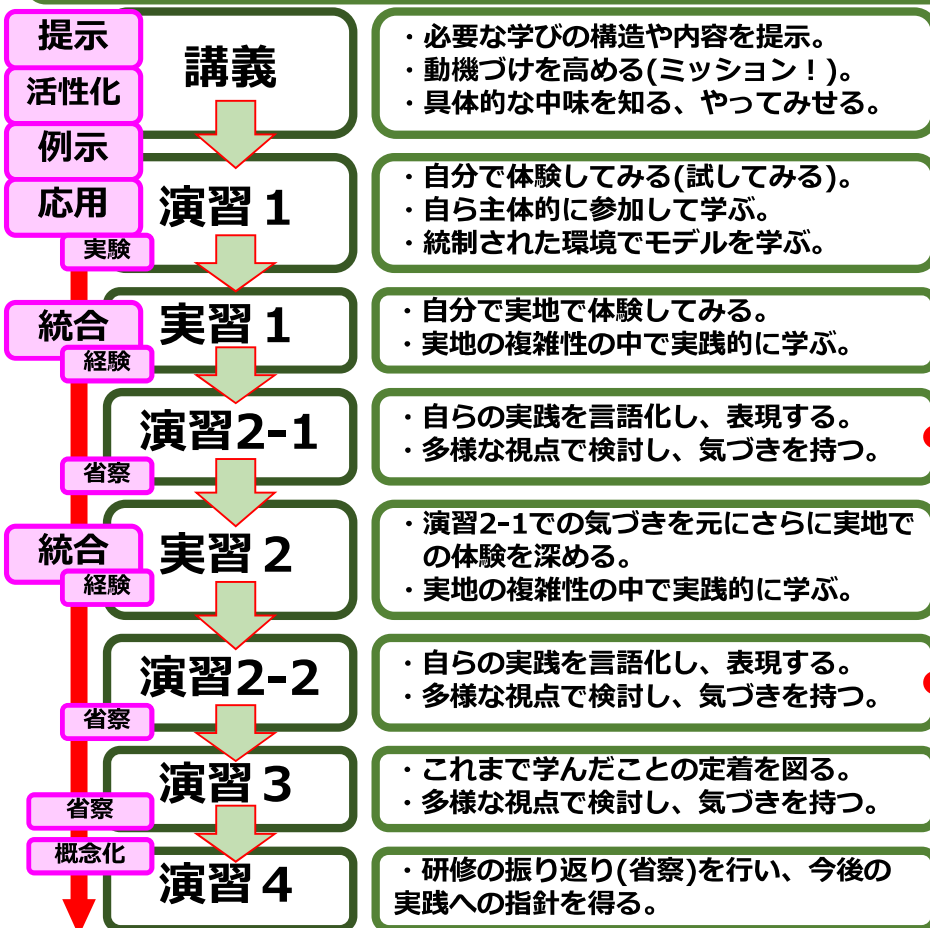


## 獲得目標

- ① 地域を基盤としたソーシャルワークとしての障害者相談支援の価値と知識を理解する。
- ② **基本相談**支援の理論と実際を理解し、障害者**ケアマネジメント**のスキルを獲得する。
- ③ **計画相談**支援の実施に関する実務を理解し、一連の業務ができる。
- ④ 地域づくりとその核となる（自立支援）協議会の役割と機能を理解する。

平成30年度 障害者総合福祉推進事業におけるモデル研修での研修ガイダンス資料例（一部改変）

## 初任者研修の構造

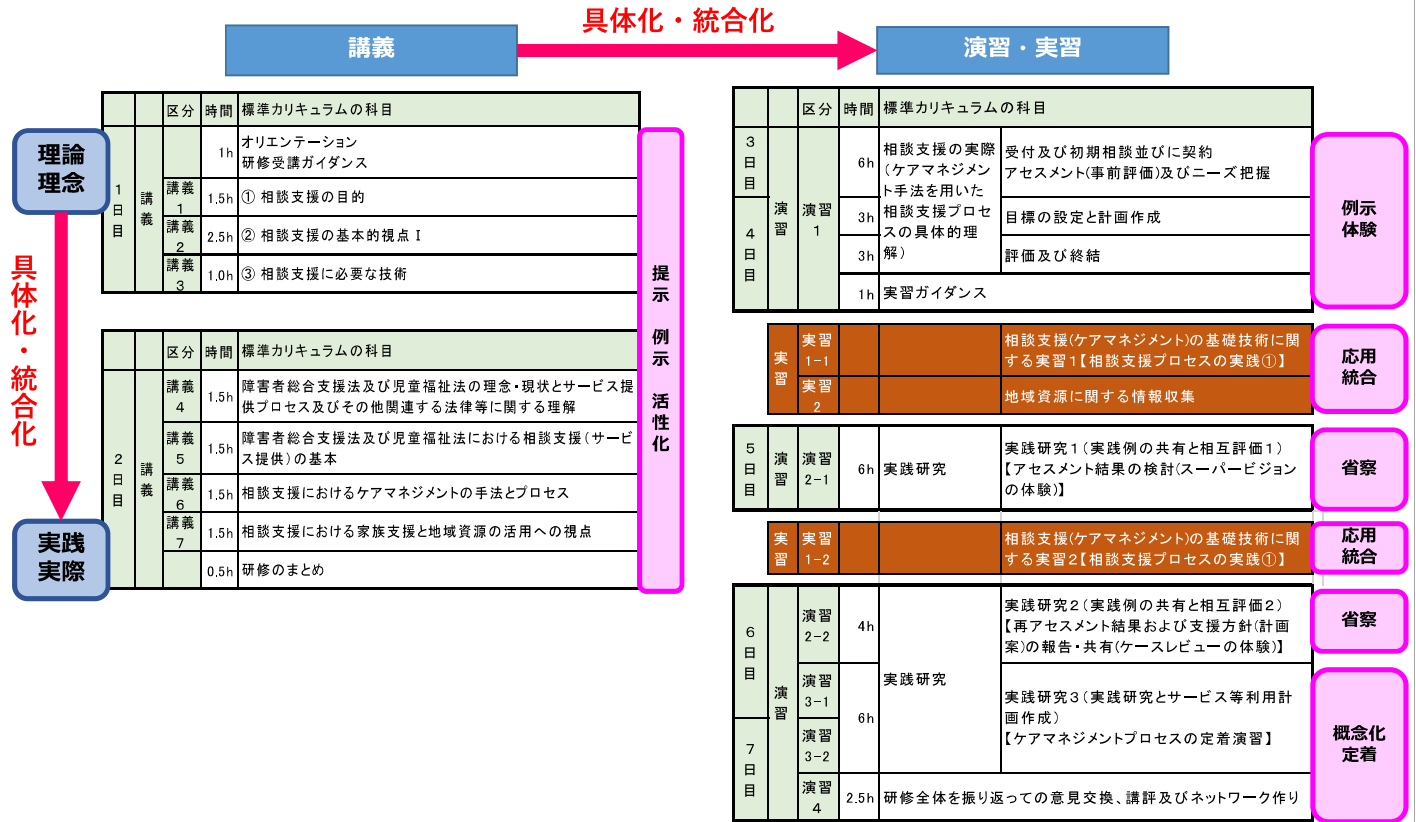


- ・ 抽象から具体へ
- ・ 理論から実践へ
- ・ 単純から複雑へ

現場に戻ってからも続けてほしい、スーパービジョンやケースレビューの体験を通して学ぶ。

平成30年度  
障害者総合福祉推進事業における  
モデル研修での研修ガイダンス資料例  
(一部改変)

# 初任者研修の構造と各科目の関連



平成30年度 障害者総合福祉推進事業におけるモデル研修での研修ガイダンス資料例(一部改変)

39

## II-4 カリキュラムのポイント【現任研修】

# 現任研修の構造

## 告示別表

現任研修（見直し後）		時間数
講義	障害福祉の動向に関する講義	1.5h
	相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義	3.0h
	人材育成の手法に関する講義	1.5h
講義及び演習	相談支援に関する講義及び演習	18.0h
合計		24.0h

## 標準カリキュラム

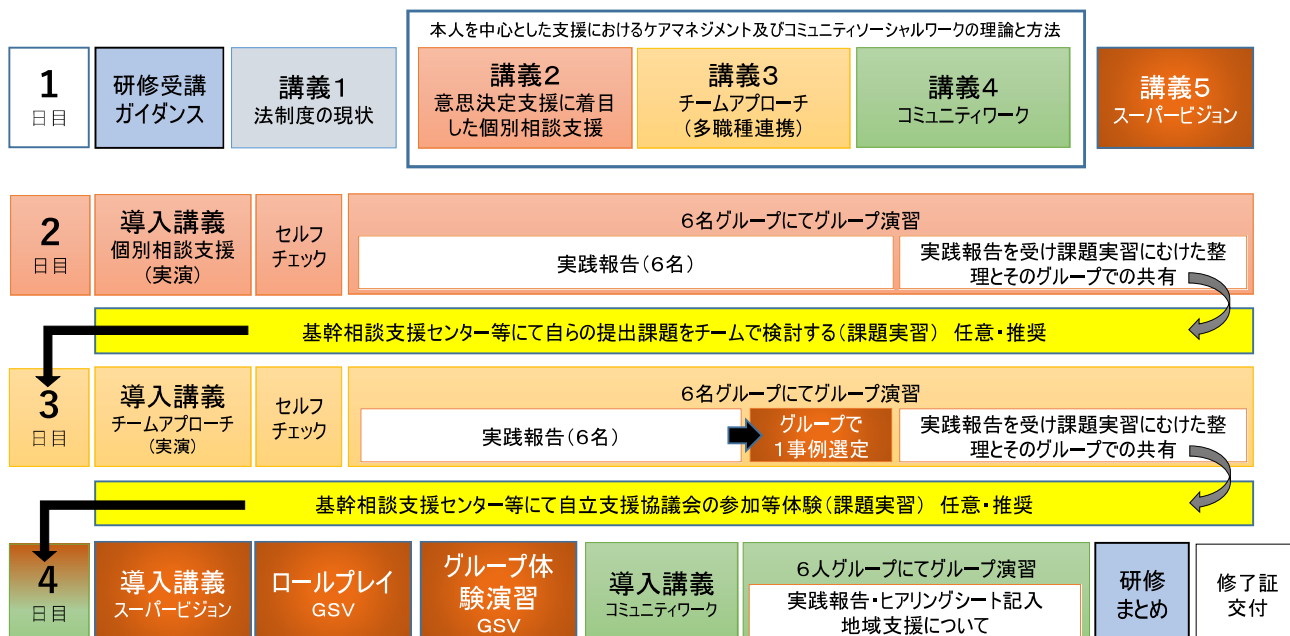
1日目	講義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状(1.5時間)
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法(3時間)
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法(1.5時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
2日目	講義演習	個別相談支援とケアマネジメント(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
3日目	講義演習	相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)(6時間)
		実習(標準カリキュラム上は任意)
4日目	講義演習	地域をつくる相談支援(コミュニティワーク)の実践(6時間)

## 現任研修の構造

### 【獲得目標】

※初任者研修で扱った価値・知識・技術

- ① 相談支援の基本※を理解し、それを基盤とした実践を行うことができる。
- ② チームアプローチ(多職種連携)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ③ コミュニティワーク(地域とのつながりやインフォーマルの活用等)の理論と方法を理解し、実践することができる。
- ④ スーパービジョンの理論と方法を理解するとともに、継続的に研鑽を継続した実践をすることができる。



## II-5 カリキュラムのポイント 【主任研修】

43

### 主任相談支援専門員養成研修の構造

#### 告示別表

主任相談支援専門員研修		時間数
講義	障害福祉の動向及び主任相談支援専門員の役割と視点に関する講義	3.0h
	運営管理に関する講義	3.0h
講義及び演習	相談支援従事者の人材育成に関する講義及び演習	13.0h
	地域援助技術に関する講義及び演習	11.0h
合計		30.0h

【法令上はカリキュラム(科目)外であるが厚生労働科学研究(小澤班)において、効果的な人材育成に必要な要素として整理された内容】

- ① 開講にあたってのガイダンス(研修の目的、獲得目標、研修の構造や科目の概要)
- ② 課題実習(実践の振り返りを含む)
- ③ 研修の効果測定や継続的な学びへの動機付け等に資するもの
  - ・各科目の振り返りシート
  - ・研修の振り返り

#### 標準カリキュラム

1日目	法制度	障害福祉施策等の動向(1時間)
	概論	主任相談支援専門員の役割と視点(2時間)
	運営管理	相談支援事業所における運営管理(3時間)
2日目	人材育成	人材育成の意義と必要性(1時間)
		人材育成の地域での展開(3時間)
		研修・グループワークの運営方法(2.5時間)
3日目		相談支援専門員に対する現場教育の方法と展開(6.5時間)
4日目	地域援助	基幹相談支援センターにおける地域連携と地域共生社会の実現(2時間)
		多職種協働(チームアプローチ)の考え方と展開方法(2.5時間)
		地域援助技術の考え方と展開技法(1.5時間)
5日目		地域援助の具体的展開(5時間)